

宮内庁新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画

平成22年7月26日
宮内庁
平成27年3月26日改正
平成28年12月1日改正
令和元年5月28日改正
令和元年7月16日改正
令和7年1月23日改正

1 計画の目的等

(1) 計画の目的

- 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（以下「特措法」という。）第6条に基づき作成された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に際し宮内庁において実施すべき対策を定めるものである。
併せて、多数の職員の欠勤等業務遂行上の制約が生じる中で新型インフルエンザ等対策を的確に実施するため、政府の「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」（以下「業務継続ガイドライン」という。）を踏まえ、優先すべき業務並びに人員及び物資・サービスの確保のために必要な措置を定めるものである。
- 各部局においては、担当業務について、本計画にのっとり具体的な実施要領を定めるものとする。

(2) 対象とする感染症及び被害の想定

- 本計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。））
 - ・ 指定感染症（感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、特措法14条の報告に係るもの）
 - ・ 新感染症（感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- 新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正

確に予測することは難しいとされている。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、業務継続ガイドラインにおいては、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが考えられるとされており、本計画はこのような被害状況を想定したものとする。

2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、以下の対策を講じる。
 - ① 天皇陛下の国事行為が確実になされるための事務体制を確保すること。
 - ② 宮中の行事・儀式、行幸啓・行啓・お成りなど皇室の御活動について、その延期・縮小も含め、適切な対応をとること。
 - ③ 皇室の感染対策及び感染に備えた医療体制の確立を図ること。
 - ④ 参観など感染拡大につながるおそれのある業務は、その中止・縮小も含め適切な対応をとること。
 - ⑤ 職員の感染を防止するため、適切な感染対策を徹底すること。
- 新型インフルエンザ等対策は、政府の行動計画で示された発生段階（準備期、初動期、対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）、対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）、対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）、対応期（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）の6段階）に応じたものとする。
- 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、政府の新型インフルエンザ等対策本部の、発生状況に応じた基本的対処方針を踏まえるとともに、各府省、皇宮警察本部、皇居三の丸尚蔵館など関係機関との連絡・連携を密にする。
- 具体的な対策の実施に当たっては、本計画に即しつつ、実際の新型インフルエンザ等の病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、弾力的に対応する。

3 発生段階ごとの具体的な対応

（1）準備期

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、関連する情報の収集・共有に努める。
- 抗インフルエンザウイルス薬等の必要な医薬品や物資の確保など、天皇陛下及び上皇陛下並びに皇族方の医療体制に関して、未発生段階においても可能な準備を進める。
- （2）以下に定める感染対策の実施及び新型インフルエンザ等発生時にお

いて優先すべき業務（以下「優先業務」という。）の継続に必要な物資・サービスを確保するため、関係事業者との調整や代替策の検討、消毒液、マスク等の計画的な備蓄等を進める。

（２）初動期

（庁内体制の整備）

- 内閣感染症危機管理統括庁（以下、「統括庁」という。）や厚生労働省の方針を適時確認し、情報の収集・共有に努める。
- 政府において新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）等が立ち上がり、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、新型インフルエンザ等対策の基本方針を踏まえた体制を整える。
- 政府対策本部が設置された場合には、その基本的対処方針を踏まえた対応をとるとともに、宮内庁次長を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部」（別紙）を設置し、庁内における情報の収集・共有及び各部署の新型インフルエンザ等対策に関する調整を行う。

（医療体制の確立）

- 実際に発生した新型インフルエンザ等のウイルス、症例及び抗インフルエンザウイルス薬の有効性等に関する最新の医学関連情報並びに統括庁や厚生労働省の方針、政府対策本部設置後はその基本的対処方針を踏まえ、皇室の医療体制に関して必要な対応をとる。

（感染対策の実施）

- 職員に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・手指消毒・うがいの励行や職場の換気、清掃・消毒等の感染対策や、感染が疑われる場合の対応について周知する。
- 職員に対し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合には出勤を控えるよう勧奨する。
- 職員に対し、新型インフルエンザ等発生地域への旅行について自粛を求めるとともに、措置をとる。
- 政府及び関係機関の方針を踏まえ、職員に対し、職員又はその家族が感染した場合の相談機関、医療機関での受診方法、宮内庁病院における対応等について周知する。
- 新型インフルエンザ等症状のある職員は、病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。
- 濃厚接触者として感染症法第44条の3第1項の規定に基づき都道府県等から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。
- 交替での勤務の実施やテレワークなど感染リスクを低減させるための勤務態勢の構築を図る。
- 会議等多数の者が集まる場を設定する業務については、オンライン会議や電子メールの活用等の代替手段を検討する。

(3) 対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）

(庁内体制の整備)

- 「新型インフルエンザ等対策本部」においては、情報の収集・共有に努めるとともに、政府対策本部の基本的対処方針の変更を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の強化に関する調整を行う。
- 政府対策本部及び都道府県等において、まん延防止対策が講じられた場合には、基本的対処方針等を踏まえ、対策の更なる強化を図る。

(医療体制の確立)

- 最新の医学関連情報及び政府対策本部の基本的対処方針を踏まえ、関係医療機関との連携など、皇室の医療体制に関して、適切な対応をとる。

(感染対策の実施)

- 職員に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・手指消毒・うがいの励行や職場の換気、清掃・消毒の感染対策を徹底するよう指導する。
- 職員に対し、発熱、咳、全身倦怠感等の症状がある場合には出勤を控えるよう指導する。
- 職員に対し、出張等で外出する場合は、流行地域への移動は避ける、公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動するよう指導する。
- 来訪者に対するマスク着用・咳エチケット・手洗い・手指消毒・うがいの励行等の要請、不特定多数の者が触れる場所等の清掃・消毒を行う。
- 特に、多数の者が集まる宮中行事等に関する業務や人と接触する機会が多い業務については、上記感染対策のほか、来訪者の体調確認を行う等の措置を講じるなど、感染対策の充実を図る。
- 流行状況に応じて、出入の門の限定、入門者の制限等の措置をとる。
- 政府対策本部の決定等に従い、特定接種の対象者に、本人の同意を得て接種を行う。

(優先業務の継続とその他の業務の延期・縮小)

- 以下に掲げるものを優先業務として継続することとし、その他の業務については、流行状況に応じ、段階的に延期・縮小を図る。
 - ① 天皇陛下の国事行為に関する業務
 - ② 宮中の行事・儀式、行幸啓・行啓・お成りなど皇室の御活動に関する業務（各行事等の延期・縮小については個別に判断する。）
 - ③ 側近奉仕及び侍側奉仕に関する業務
 - ④ 感染対策の実施、医療体制の確立など、新型インフルエンザ等対策に関する業務
 - ⑤ ①から④に掲げる業務を継続するための環境を維持するための業務（庁舎管理、物品管理、情報通信基盤の管理、庶務等）
- 具体的な各業務の延期・縮小については、流行状況や政府対策本部の基本的対処方針、業務継続の必要性と業務継続による感染リスクとのバランス等

を踏まえ、適切に判断する。その際、関係機関との調整や国民への周知に留意する。

- 優先業務を継続する場合であっても、業務の内容や作業手順を精査し、短時間での効率的な実施に努める。

(優先業務の継続に必要な人員の確保)

- 職員又はその家族が感染した場合には、原則として当該職員は出勤しないこととする。職員に対し、その場合の休暇等の取扱いについて周知する。
- 欠勤した職員本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡するように指導する。
- 職員及びその家族の感染状況並びに職員の出勤状況を把握する。
- 優先業務を的確に実施するため、以下の措置をとる。
 - ・通勤に公共交通機関を利用する職員については、感染リスクを低減するため、可能な限り代替手段（自転車・徒歩）による通勤、フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用による時差出勤、テレワークや交替制での勤務を採り入れる。
 - ・多数の職員の欠勤が生じた場合には、優先業務以外の業務に従事する職員による部局内での補完や、経験者による部局を越えた応援体制を組むこと等により対応する。

(優先業務の継続に必要な物資・サービスの確保)

- 清掃、各種設備・機器の点検・修理、情報通信システムの維持管理、備品・消耗品、食堂の営業など、外部から調達している物資・サービスで優先業務の継続に必要なものについては、関係事業者との調整等により、その確保を図る。

(4) 対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）

- 感染拡大の状況や政府対策本部の基本的対処方針を踏まえて、対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）における対策を継続・強化する。

(5) 対応期（ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期）

- 対応期（病原体の性状等に応じて対応する時期）までに実施した対策について評価を行い、次の流行の波に備えた対策を検討し、実施する。
また、不足している物資の調達及び再配備を行う。
- 流行状況を踏まえ、適切なタイミングで発生時の優先業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常の業務体制への段階的な移行を検討する。

(6) 対応期（特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期）

- 流行状況を踏まえ、通常の業務体制への移行を検討する。

4 その他

- 本計画については、政府の行動計画及び業務継続ガイドラインの見直し等を踏まえ、適宜見直しを行う。

(別紙)

新型インフルエンザ等対策本部の構成員

本部長	宮内庁次長
副本部長	審議官、皇室医務主管、式部官長、管理部長
本部員	宮務主管、皇室経済主管、秘書課長、総務課長、宮内庁病院長、侍従職事務主管、上皇職事務主管、皇嗣職事務主管、式部副長（儀式総括）、式部副長（外事総括）、書陵部長、管理課長、京都事務所長、正倉院事務所長、御料牧場長
幹事	宮務課長、主計課長、用度課長、式部官（儀式担当）、図書課長、京都事務所次長、正倉院事務所庶務課長、御料牧場次長
<ul style="list-style-type: none">・本部長は本部を総括する。・副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故がある場合にその職務を代行する。	

(参考)

新型インフルエンザ等について

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的に影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

- 政府の各部門においては、新型インフルエンザ等の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持、治安の維持、経済活動の調整・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。